

令和 2 年 4 月 1 日から適用

## 新型コロナウイルス感染症への諸対応について

### 1 「大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する三重県議会指針」(以下「三重県議会指針」という。)の適用

令和 2 年 3 月 2 日の代表者会議において、三重県議会議長(以下「議長」という。)から発言のあったとおり、今般の新型コロナウイルス感染症の流行については「三重県議会指針」が適用されているものである。

### 2 三重県議会への連絡

三重県議会議員(以下「議員」という。)が、感染の可能性のある場所への滞在、感染者との濃厚接触、公的機関による経過観察の対象となったことなどにより、感染者となる恐れが高まった場合には、速やかに三重県議会事務局総務課にその経過や状況等について連絡を行うものとする。

その後、PCR 検査(類似する検査を含む。以下同じ。)を受診した、発熱症状が出た、PCR 検査の結果が出た、など状況の変化があった都度、その内容等について連絡を行うこととする。

### 3 議員の氏名等の公表

(1) 議長は、議員が PCR 検査の結果陽性となった場合には、三重県の担当部局が行う公式発表(以下「公式発表」という。)に併せて、議員本人又は家族の了承を得て、当該議員の氏名・選挙区を公表する。

(2) (1) 以外の場合であっても、議長は、必要と認める場合には、関係する公式発表の内容を踏まえた上で、議員本人の了承を得て、当該議員の氏名・選挙区等を公表することができる。

### 4 「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」の発令

(1) 三重県内を「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域」とした「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が発令された場合は、「三重県議会指針」に規定する「三重県議会災害対策会議」(以下「災害対策会議」という。)を招集し、国の基本的対処方針やそれに基づく県の対策等も踏まえた上で、三重県議会としての対応を協議するものとする。この場合において、災害対策会議の招集時期は議長が定める。

(2) 近接府県内を「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区

域」とした「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が発令された場合は、災害対策会議の招集の必要性について、速やかに議長において検討するものとする。(近接府県とは、岐阜県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県とする。) 検討の結果、招集の必要性が認められる場合は、(1) に準じて災害対策会議を招集し、三重県議会としての対応を協議することとする。

#### 近接府県の考え方

三重県内から鉄道を利用し、乗り換えをすることなくアクセスできる府県

#### 5 その他

2 から 4 及び「三重県議会指針」に定めるもののほか、議長が必要と認める対策については、原則として災害対策会議を招集し、協議するものとする。ただし、議員による感染拡大地域への視察や訪問等の自粛要請など、軽微な対策については、その都度議長において定める。